

広島市告示第 372 号

令和 8 年 8 月 7 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 広島東映プラザ
- (2) 所在地 広島市中区八丁堀 16 番 6 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

東映株式会社 代表取締役 吉村 文雄
東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号

3 変更事項

別紙のとおり

4 変更年月日

令和 9 年 4 月 1 日

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 31 日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 21 号
広島市中区市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 8 年 8 月 7 日から同年 12 月 7 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年12月7日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場	収容台数
No. 1 店舗 1 階北側	1 台
No. 2 北西側別敷地立体駐車場	3 3 台
届出台数	3 4 台

(変更後)

駐車場	収容台数
No. 1 店舗 1 階北側	1 台
No. 2 北西側別敷地立体駐車場	3 3 台
No. 3 南西側別敷地立体駐車場	3 3 台
届出台数	3 4 台

※No. 3 は午前 0 時～午前 7 時 30 分までの利用とする。

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事

(1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ドン・キホーテ	午前 7 時 45 分	午後 11 時 45 分	-

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ドン・キホーテ	午前 0 時 00 分	翌午前 0 時 00 分	-

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯	備考
No. 1 店舗 1 階北側	午前 7 時 30 分～翌午前 0 時 00 分	-
No. 2 北西側別敷地立体駐車場		-

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯	備考
No. 1 店舗 1 階北側	午前 7 時 30 分～翌午前 0 時 00 分	-
No. 2 北西側別敷地立体駐車場		
No. 3 南西側別敷地立体駐車場	午前 0 時 00 分～午前 7 時 30 分	

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

出入口	出入口の数	備考
No. 1 店舗 1 階北側	1 箇所	-
No. 2 北西側別敷地立体駐車場	1 箇所	-

(変更後)

出入口	出入口の数	備考
No. 1 店舗 1 階北側	1 箇所	-
No. 2 北西側別敷地立体駐車場	1 箇所	
No. 3 南西側別敷地立体駐車場	1 箇所	